明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三六〇～三六六）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三六七～三六九）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三七〇～三七二）　八
〔公告〕
諸事項　二
裁判所
破産、免責、再生関係　吾
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、税理士登録者、厚生年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　吾
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

告示

○財務省告示第三百六十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年十月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆五千九百八十一億八千五百二十五万円
平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債について、額面金額で二十一億六千八百万円
平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千六百六十三億円
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千四百八十六億円

ロ　非競争入札発行　額面金額で二千八百一億八千五百二十五万円
平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十一億六千八百万円
平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千六百六十三億円
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千四百八十六億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で二兆四千二百八十億九千二百九十二万五千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額で二兆四千二百八十億九千二百九十二万五千円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆四千二百八十億九千二百九十二万五千円

ロ　非競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭四厘

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千六百六十一億九千二十四万二千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二千四百八十四億三千五百九十二万四千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十三年十月十七日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭四厘

十二　利率　年〇・一パーセント

十三　経過利子の払込み　(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$